

運転評価外来のご案内

当院では2024年から、大阪府が行う「高次脳機能障がい者の自動車運転評価モデル事業」（大阪府自動車運転評価モデル事業）の連携機関となり、運転評価外来を始めました。



大阪府自動車運転評価モデル事業とは

脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）を受傷後に高次脳機能障がいの診断を受けている方が運転免許証の更新を行う際、大阪府公安委員会に提出するための「診断書（様式7）」を取得することを目的とした事業です。

運転評価外来では、医師による診察、神経心理学的検査、自動車教習所での適性検査・実車評価を行い、医師の診断書の作成を目指します。実車評価を行うことにより、紙面での評価（神経心理学的検査や適性検査）だけでは見いだせない問題点を見つけることができます。自動車運転には社会的に重い責任が伴うことから、慎重に評価を行う必要があるため、評価結果によっては診断書が作れない場合もあります。



主治医、作業療法士、言語聴覚士が担当します

運転評価外来の対象となる方

- ① 大阪府自動車運転評価モデル事業からのご紹介の方
- ② 高次脳機能障害の診断があり、医師の診断書の提出を求められている方で、当院に入院歴のある方

診療日時

毎週 月曜日（祝日は除く）

13:00～（1日1名）

受診の流れ

事業の説明

医師の診察

神経心理学的検査の実施

適性検査・実車評価の実施

医師診断書の作成のための受診

運転評価外来に関するご相談・ご予約はこちらまで

愛仁会リハビリテーション病院

072-683-1212